## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先)京都府知事	2022年 7月 28日
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
京都市下京区四条通烏丸東入	宝酒造株式会社 代表取締役社長 村田 謙二

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等				前年度				
	第一種特定製品の種類			年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数	
	エアコンディショナー			153 台	0 台	5 台	152 台	
	冷蔵機器及び冷凍機器			台	0 台	5 台	128 台	
前年度に第一種特定製品に充塡及び回収を 行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類			代替フロン充塡量		代替フロン回収量		
	エアコンディショナー			0	キログラム	32. 3	キログラム	
	冷蔵機器	及び	冷凍機器	0	キログラム	1.21	キログラム	
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使	用	時	IS014001の中で、フロン排出抑制法を順守しているか確認している。				
	廃	棄	時	IS014001の中で、フロン排出抑制法を順守しているか確認している。				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使	用	時	簡易点検と定期点 代替フロン漏洩防		ある場合は、修理	を行い、冷媒用	
	廃	棄	時		で適正に処理して	依頼し、フロン行いることを確認し		
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	新規に購入する際は、ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒製品の購入を検討している。							
特記事項						r会第143号)第 1 <i>2</i>		

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます。

<sup>2 「</sup>第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する機器をいいます。